

こ支家第197号
令和7年4月7日

【一部改正】こ支家第242号
令和8年4月17日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

こども家庭庁支援局長

児童家庭支援センターの設置運営等について

児童家庭支援センターの設置運営等について、今般、別紙1から別紙3を定め、令和7年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

おって、本通知の施行に伴い、平成10年5月18日児発第397号厚生省児童家庭局長通知「児童家庭支援センターの設置運営等について」は、令和7年3月31日限りで廃止する。

(別紙1)

児童家庭支援センター設置運営要綱

1 目的

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市にあつては、その長とする。以下同じ。）が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第2号による指導委託先としても適切な水準の専門性を有する機関であると認めた者とする。

3 支援体制の確保

児童家庭支援センターは、要保護児童及び要支援児童の相談指導に関する知見や経験を有し、夜間・緊急時の対応や一時保護等を迅速かつ適切に行うことができるよう、児童相談所、市町村、里親、児童福祉施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）を行う者、警察その他の関係機関との連携その他の支援体制を確保しなければならない。

4 事業内容等

児童家庭支援センターは、以下に定める事業を実施する。

(1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。

(2) 市町村の求めに応ずる事業

市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。

(3) 都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）又は児童相談所からの受託による指導

児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童（18歳到達後も継続的な指導措置が必要な者を含む。）及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う。

(4) 里親等への支援

里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行う。

(5) 関係機関等との連携・連絡調整

児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、市町村、福祉事務所、里親、児童福祉施設、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、要保護児童対策地域協議会、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、女性相談支援員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、教育委員会、学校等との連絡調整を行う。

5 事業の実施

事業の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 住民の利用度の高い時間に対応できる体制を採るよう配慮するものとする。
- (2) 支援に当たっては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。
- (3) 児童に関する家庭その他からの専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じる場合には、訪問等の方法により積極的に児童及び家庭に係る状況把握をし、問題点の明確化を図る。なお、専門的な知識を特に必要としない軽微な相談については、市町村と連携して適切な対応を図る。
- (4) 当該児童及び家庭に係る援助計画を作成し、これに基づく援助を行うなど、計画的な援助の実施を図る。
- (5) 処遇の適正な実施を図るため、相談者に係る基礎的事項、援助計画の内容及び実施状況等を記録に止める。

なお、個人の身上に関する秘密が守られるよう、記録は適切に管理するものとする。

- (6) 援助計画の作成に当たっては、問題点の把握、援助目標・援助方法を明確にし、これに基づく計画的な処遇を行うとともに、随時計画の再評価を行うものとする。また、必要に応じて関係機関との連絡・調整を図り、それぞれの役割分担についても計画に盛り込むこと。

児童相談所からの指導委託を受託する場合には、児童相談所の指導の下援助計画を作成する等、児童相談所の処遇指針との整合性を図る。

また、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う場合には、市町村や市町村が設置する要保護児童対策地域協議会と共同して援助計画を作成し、役割分担を明確にする。

- (7) 児童相談所から指導委託を受けた時又は市町村の求めに応ずる時は、正当な理由がないかぎり、これを拒んではならない。
- (8) 児童相談所から指導委託を受けた事例について、訪問等の方法による指導を行い、定期的にその状況を児童相談所に報告するとともに、必要に応じて児童相談所の指示及び助言を求めるなど、児童相談所と密接な連絡をとるものとする。

- (9) 夜間等の緊急の相談等に迅速に対応できるよう、あらかじめ、必要な関係機関等との連絡方法等の対応手順について児童相談所等の関係機関等と協議の上、定めるものとする。
- (10) 児童相談所と常に密接な連携を図り、児童相談所による技術的支援及び他の関係機関との連携に係わる仲介、調整等の協力を受けるものとする。
児童相談所と児童家庭支援センターとの連携については、「児童相談所運営指針」(平成2年3月5日雇児発第133号)による。
- (11) 相談を受けた場合等は、訪問や通所等の方法による援助をはじめ、必要に応じ関係機関との調整を図る等、柔軟かつ速やかに必要な援助活動を展開するものとする。
なお、複雑・困難及び法的対応を必要とするような事例については、児童相談所等の関係機関に通告またはあっせんを行う。
- (12) 相談の実施に当たっては、母子・父子自立支援員、女性相談支援員、家庭相談員、児童委員等との連携を図り、例えばこれらの相談員等が同一日に相談に応ずる「総合相談日」等を設ける等の配慮を行うものとする。
- (13) 児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整を行うに当たっては、支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。また、要保護児童及び要支援児童の相談指導等に関する知見や経験を有する児童相談所OB等によるスーパーバイザーの配置等により、関係機関との円滑な連携・連絡調整体制の構築に努めること。
- (14) 市町村が設置するこども家庭センターとの連携を強化し、こども家庭センターが作成するサポートプランに基づく支援の協働や家庭支援事業の受託をはじめ、地域のこども家庭支援の取組を推進するため、地域支援連携担当職員の配置等により、こども家庭センターとの円滑な連携・連絡調整体制の構築に努めること。
- (15) 訪問相談支援を担当する職員を配置し、専門的な知識や技術を必要とする相談について、児童や家庭の状況が把握できるよう、個々に家庭を訪問して相談支援の実施に努めること。ただし、家庭への訪問を原則とするが、相談者との関係性ができていない等の理由により、家庭への訪問が難しい場合には、相談者との関係性が構築できるまで等、当面の間は家庭以外の場への訪問による相談支援も可能とする。
なお、訪問相談支援を担当する職員は、6に定める職員とは別に配置することとし、6(1)アの要件に合致する者とし、次に掲げる業務も実施すること。
ア 訪問相談支援を担当する職員による訪問支援を実施したケースは、援助計画を作成すること。
イ 相談者の居住地域を管轄しているこども家庭センターへの当該援助計画等の情報共有や、要保護児童対策地域協議会へ当該ケースを登録する等により、市町村と必要な情報共有に努めること。
ウ 援助計画には、相談により把握できた支援開始の経緯・主訴、現在の課題、支援目標、支援内容・方法を最低限記載し、随時、再評価を行うこと。
- (16) 4に定める事業の実施に当たっては、法的な問題を含む事例に適切に対応できるよう、弁護士との嘱託契約等により、必要な支援体制の整備に努めること。

- (17) 4に定める事業の実施に当たっては、医療的な問題を含む事例に適切に対応できるよう、医師や保健師等との嘱託契約等により、必要な支援体制の整備に努めること。

6 職員の配置等

- (1) 児童家庭支援センターの運営管理責任者を定めるとともに、次の職種の職員を配置するものとする。

ア 相談・支援を担当する職員（2名）

法第13条第3項各号のいずれかに該当する者。児童福祉事業の実務経験を十分有し各種福祉施策に熟知していることが望ましい。

なお、児童福祉施設等に附置している場合は、入所者等の直接処遇の業務は行わないものであること。

イ 心理療法等を担当する職員（1名）

児童及び保護者に対し、心理学的側面からの援助を行う。

- (2) 職員の責務

ア 職員はその職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。（法第44条の2第2項）

イ 職員は、児童家庭支援センターの果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会及び異種職との交流等あらゆる機会をとらえ、相談・支援等の技術等に関し自己研鑽に努めるものとする。

7 児童家庭支援センターの設備

次の設備を設けるものとする。

ただし、児童福祉施設等に附置している場合は、入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し障えない。

なお、設備については利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。

- (1) 相談室・プレイルーム
- (2) 事務室
- (3) その他必要な設備

8 広報等について

児童家庭支援センターの利用促進を図るため、その目的や利用方法等について、地域住民が理解しやすいように工夫された広報活動を積極的に行うものとする。

また、児童家庭支援センターの所在が利用者に明確に把握されるように、その所在をホームページ等により表示すること。

9 経費の補助

国は、都道府県が児童家庭支援センターの運営のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものであること。

児童家庭支援センター 援助計画（記載例）

| | | | | | | | |
|----------------|--|-----|-----|------|---|-----|-------|
| 児童氏名 | ●●●● | 年齢 | 10歳 | 性別 | 男 | 学年 | 小学校4年 |
| 保護者氏名 | ○○○○ | | | | | | |
| 援助計画 | | | | | | | |
| 支援開始の経緯 ・主訴 | <p>相談に訪れた家庭がどのような状態に困っているのか、背景・主訴情報を記載します。</p> <p>（記載例） 児童の暴言・暴力や不登校の行動面について保護者より相談あり。関係機関との連絡調整や家庭支援を求めている。</p> | | | | | | |
| 現在の課題 | <p>背景に記載した状態に対して、支援対象者がご自身で解決できていない理由を記載します。</p> <p>（記載例） 本児の精神状態の不安定さや家庭内での対応の難しさがあり、安定した学校生活の継続が課題となっている。</p> | | | | | | |
| 支援目標 | <p>児童家庭支援センターの支援を通じて、どのようなゴールを目指すのか、記載します。</p> <p>（記載例） 保護者との面談を通じて本児への対応方法（ペアレントトレーニング等）の実施により、親子関係構築を図る。本児の特性を考慮し、関係機関と連携しながら本児の生活の安定を図る。</p> | | | | | | |
| 支援内容・方法 | <p>支援対象者にどのような支援を、どのように行うのか、記載します。</p> <p>（記載例） 保護者との定期面談を実施し、保護者の本児への接し方の向上を図るほか、医療機関・学校等の関係機関と情報共有を行いながら、伴走的な家庭支援を継続する。</p> | | | | | | |
| | | 受付日 | ／ | 見直し日 | ／ | 終了日 | ／ |

※定期的な支援の評価や見直しが必要となるため、援助計画についても適宜、見直しが必要。

（参考）援助計画の作成について

ポイント

- ☞保護者の意思を尊重する。
- ☞アセスメントシート（本児及び家族の情報収集（健康・生活・運動・感覚・認知・行動・言語・コミュニケーション、人間関係・社会性）の活用など、家族の詳細な情報収集が求められるほか、家族と接点のある関係機関（検診、予防接種時の状況・保育園等（本児の在籍時の様子など）・学校等）から詳細な情報収集が必要なおことに留意。

ポイント

- ☞本児の成育歴や家族状況、関わり方などの情報収集が必要なおことに留意。
- ☞本児の課題の把握（どのような時・場面において、本児の精神状態が不安定になるかなど）を聞き取る。また、不安定になる際の前後の様子などに留意が必要。

ポイント

- ☞本児・保護者の意向を尊重した目標設定が求められるが、改善可能な課題を優先して記載する。
- ☞目標設定に当たっては、短期・長期目標において支援が実施されるよう計画的に取り組むことが必要。
- ☞本児・保護者との面談を通じて得た情報等を踏まえ、親子に必要な支援を検討するほか、家族と関わりのある関係機関の意向についても確認することが必要。

ポイント

- ☞関係機関も含め、情報共有や連携を図る共通認識を図る必要があるほか、定期的な計画の振り返りを行う必要。

(別紙 2)

児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業実施要綱

1 目的

児童養護施設退所児童等で就職や進学後間もない離職等を事由として児童自立生活援助事業所 I 型（以下「自立援助ホーム」という。）を利用する場合に、当該児童等（18 歳以上の者を含む。以下同じ。）に対して、心理面から自立支援を行うことにより、自立の促進を図ることを目的とする。

2 実施主体等

この事業の実施主体は、都道府県とする。なお、都道府県は 4 に掲げる事業内容を適切に実施することができる者と認めた者に委託して実施できることとする。

3 対象となる児童等

- (1) 就職や進学等自立を理由に里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）への委託措置又は児童福祉施設への入所措置を解除したが、離職等のため、児童福祉法第 33 条の 6 の規定に基づき自立援助ホームに入居した児童等（以下「入居児童等」という。）
- (2) 都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）が前号に規定する児童等と同等であると認めたもの

4 事業内容

自立援助ホームに心理担当職員を配置し、自立援助ホームの自立支援担当職員や指導員等（以下「指導員等」という。）と連携の上、心理面から入居児童等の自立支援を行うこと。

5 心理担当職員の資格要件

心理担当職員は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者とする。

6 設備等

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）及び「児童自立生活援助事業の実施について」（平成 10 年 4 月 22 日児発第 344 号）に定める自立援助ホームの設備等の他、入居児童等の状況により必要な心理面からの支援を行うために必要な設備等を設けること。

7 事業の実施にあたっての留意事項

- (1) 指導員等と連携の上、入居児童等との信頼関係の構築に努めること。
- (2) 効果的に入居児童等に対する支援ができるよう児童相談所や医療機関、ハローワーク等関係機関と緊密に連携を図ること。
- (3) 入居児童等の意向に配慮すること。
- (4) 入居児童等の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。
- (5) 入居児童等が自立援助ホームを退居するまでの間に就職先（就労が難しい場合には次の福祉サービス）を確保できるよう努めること。

8 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

(別紙3)

指導促進事業実施要綱

1 目的

児童相談所における児童虐待相談対応件数は、増加の一途をたどっており、複雑・困難なケースも増加している。このため、都道府県又は児童相談所が行うこととされている要保護児童又はその保護者に対する指導などの業務について、専門性を有した民間団体を積極的に活用することにより、児童虐待の発生予防の充実に努めるとともに児童虐待発生時の迅速・的確な対応を行う体制の強化を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。

3 事業内容

この事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号の規定に基づく指導に該当しない事例であつて、児童家庭支援センターその他の指導を行う者として適切な水準の専門性を有する機関であると認められる者（以下「指導機関」という。）による指導が適切と考えられる以下の事例について、市町村（特別区を含む。以下同じ。）（以下「児童相談所等」という。）が指導機関に要請して指導を行うものとする。

- ・ 市町村の要保護児童対策地域協議会において、指導機関が主たる支援機関とされた事例（児童虐待又はその疑いがあるもので、月2回以上の訪問等による支援が必要とされた事例に限る。）

4 指導機関の要件

指導機関は、以下のいずれにも該当するものとする。

- (1) 委託に係る業務を適切かつ確実に行うことができると認められる法人であること。
- (2) 委託に係る指導に従事するものとして、次のアからウのいずれかに該当する者を置いていること。
 - ア 法第12条の3第2項第2号に該当する者
 - イ 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
 - ウ 児童相談所長又は都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。）がアに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

5 事業の実施にあたっての留意事項

- (1) 指導機関に要請して指導を行う場合には、予めその旨を子どもや保護者等に十分説明し、その同意を得た上で行うことを原則とし、要請による指導が決定した場合には、児童相談所等は指導機関に対し、指導について参考となる情報を詳細に伝達するとともに、指導機関が的確な援助計画を作成できるよう助言を行うなど、指導の一貫性、適格性が確保できるよう努めること。
- (2) 指導機関が要請による指導が適当ではないと認めるに至った場合には、速やかに児童相談所等にその旨の意見が述べられるよう体制を整備すること。
- (3) 指導機関から定期的に指導の経過報告を求めるとともに、必要な助言、援助等を行うなど、指導機関と十分に連携を図ること。
- (4) 都道府県と市町村の両方が支援に関与している事例があると考えられるが、本事業においては市町村が指導機関に要請して指導を行うことを原則とすること。

6 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。